INTELLECTUAL PROPERTY RIGHTS NEWSLETTER



パットワールド®
PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー
〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 148 2016年04月08日

台湾:加速審査請求の際の早期公開申請について

発明特許加速審査(AEP)、特許審査ハイウェイ(PPH)又は特許審査ハイウェイ協定の利用サポート(TW－SUPA)等の加速審査においては、加速審査の申請時に当該特許出願が公開されていない場合は、併せて早期公開を申請しなければならないこと、及び早期公開申請料として1，000元を支払うことが条件とされていました。

近年、台湾特許庁では特許審査の滞貨処理計画の成果が目覚ましく、審査期間が短くなり、発明特許出願案件が未公開(18ヶ月)の状態で実体審査に入る比率が年々高まってきています。従って、公開されてから初めてPPHの審査を行うことができる、という規定は、PPH制度の円滑な施行の妨げとなってまいりました。また、PPHを実施している各国のPPHに関する規定をみますと、日本国特許庁(JPO)、韓国特許庁(KIPO)、米国特許商標庁(USPTO)等では、PPHの申請案件が公開されていることは、条件とされていません。

同庁は、以上の状況を鑑みて、早期公開申請の条件を撤廃いたしました。2016年4月1日から、AEP、PPH又はTW－SUPAを申請する際に、当該特許出願が公開されていない場合でも、早期公開の申請をする必要が無くなりました。早期公開申請の費用負担が減り、これらの加速審査の利用がさらに促進されることが見込まれます。

(出典:台湾特許庁)

この記事の著作権は有限会社ウンピン・エンド・カンパニーにあり、一部または全部の無許可転載を禁止します。
あらゆる内容は日本の著作権法及び国際条約によって保護を受けています。